

第十号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「 四二三人 「 四二四人

四三六人 四三七人

を 四四九人 に改める。

第三条第一項中

四四八人 四四九人

一、五三二人」 一、五三五人」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められたことに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。